

令和8年3月6日

橿原市個人情報適正管理委員会

委員長 橿原市副市長 吉田 晴行 様

個人情報監査責任者

橿原市総務部副部長 竹村 直樹

令和7年度個人情報監査の結果報告について

標記監査について、橿原市保有個人情報管理規程（令和5年12月13日訓令甲第34号）第20条に基づき、下記のとおり実施しましたので、報告します。

第1 監査の目的

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項において、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と定められている。

また、国の個人情報保護委員会が個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として示している「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」では、各行政機関等に監査責任者を1人置くことと定められており、監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告することと定められている。

本市では、橿原市保有個人情報管理規程第20条により、監査責任者は実施機関等の保有個人情報の管理の状況について監査を行い、その結果を個人情報保護責任者、市個人情報適正管理委員会、実施機関の長等に報告するものと規定していることから、本年度に実施した監査の内容について、下記のとおり報告する。

第2 実地監査の対象

(1) 内部組織

企画戦略部 企画政策課

総務部 市民協働課

財務部 資産経営課
 魅力創造部 地域振興課
 こども部 第5こども園
 福祉部 生活福祉課
 環境部 環境政策課
 都市デザイン部 企業立地推進室
 都市マネジメント部 道路河川課
 教育委員会事務局 こども発達支援課
 橿原市立畝傍東小学校
 橿原市立八木中学校

(2) 指定管理者

PFI八木駅南市有地活用株式会社（橿原市コンベンションルーム指定管理者）
 株式会社香久山の郷（橿原市営斎場指定管理者）

第3 実地監査の実施期間

- (1) 内部組織 令和7年11月11日～令和8年2月10日
- (2) 指定管理者 令和7年11月26日・令和8年1月21日

第4 監査実施体制

役割	所属及び役職
監査責任者	総務部副部長（情報公開室担当）
監査実施者	市民窓口課情報公開室 室長
監査実施者	市民窓口課情報公開室 室長補佐
監査実施者	市民窓口課情報公開室 主査

第5 監査における基準

- ・個人情報保護に関する法律
- ・橿原市保有個人情報管理規程
- ・その他、関係法令等

第6 実地監査の手法

- (1) チェック表の監査項目に基づくヒアリング
- (2) 個人情報取扱に関する各種届出、外部委託契約書の確認
- (3) 執務室内の確認

第7 監査結果

内部組織を対象に実施した実地監査において、一部の部署等で下記事項について改善を要する課題が確認されたため、必要な助言及び指導を行った。

【主な要改善事項】

- ・個人情報保護担当者を対象に実施した教育研修が未受講であった。
- ・什器の鍵や個人情報が記録された媒体が職員個人で管理されている。
- ・個人情報の持ち出し管理記録が未作成または記録項目に不足がある。
- ・個人情報取扱事務届出書や個人情報ファイル簿の内容が現状通りでなく、修正が必要である。

また、指定管理者への監査において、個人情報が含まれる端末の管理状況に不備があったため、個人情報の適切な管理について改善を促した。

第8 総括

今年度の監査は、全所属を対象に実施し、実地監査は第2 監査の対象に記載の部署及び法人を対象に実施した。その結果、個人情報の取扱いが概ね法令や個人情報保護委員会が定める指針どおりに実施されていることを確認した。

なお一部の部署において、執務室狭小により保管スペースや相談スペース等が十分に確保されていないことから、個人情報の管理体制に物理的制約が生じている状況が見受けられた。

令和8年度以降についても、定期的に当該監査を実施し、安全管理措置の実施を強化していくこととする。